

8保医医政第 826号

令和8年7月6日

各区市町村保健衛生主管課長 様

東京都保健医療局医療政策部医療政策課長

(公印省略)

シルバーウィーク期間中における休日・準夜診療当番医療施設変更等について

平素より東京都の医療機関案内事業への御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、当番施設の変更など診療に関して緊急に連絡する必要がある場合には、別紙の手続きに従い各医療施設に処理いただいているところです。

つきましては、御多忙中とは存じますが、各地区医師会及び当番医療施設への周知の御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(問合せ先)

東京都保健医療局医療政策部医療政策課

保健医療情報センター担当 井原

電話 03-5272-1801 (保健医療情報センター)

Email:himawari1@metro-himawari.net

専 務 連 絡

令和8年7月 6日

各区市町村当番医療機関担当者 様

東京都保健医療情報センター

シルバーウィーク期間中の医療機関診療状況について

東京都の医療行政につきましては、日頃より御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、医療機関ではシルバーウィーク期間中に臨時に休診とすることがありますが、医療機関から休診情報の報告がない場合、東京都保健医療情報センター及び医療情報ネット「ナビイ」では情報を公開することができません。

そのため、例年、都民の皆様から、当番医療機関が実際には休みだった等の苦情が多く入っております。

つきましては、貴区市町村において、調査を実施する等により地域内のシルバーウィーク期間中の診療状況に関する情報を集約している場合には、東京都保健医療情報センターへ情報提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

情報提供先

東京都保健医療情報センター

・Email : i-himawari@metro-himawari.net

・FAX : 03-5272-1804

(問合せ先)

東京都保健医療局医療政策部医療政策課

保健医療情報センター担当 井原

電話 03-5272-1801 (保健医療情報センター)

Email:himawari1@metro-himawari.net

シルバーウィーク期間中における当番医療施設の緊急連絡手続

令和8年9月18日(金曜日)午後5時から9月24日(木曜日)午前9時までの間、休日・準夜診療当番となっている医療施設が、やむを得ない事情による当番変更を行うなど、診療についての連絡を緊急に行う必要が生じた場合には、下記の手順に従って速やかに電話連絡をお願いします。

記

- 1 変更前の当番医療機関は、東京都保健医療局(東京都保健医療情報センター)と各消防機関に速やかに変更内容を電話連絡してください。
- 2 当番変更の際は、変更前の医療施設が変更後の医療施設に責任をもって引き継いでください。

都民が医療施設を受診する際にトラブルとならないようお願いします。

